

第1章 基本的事項

- 1-1 計画策定の趣旨
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 都市像・環境像
- 1-4 計画目標年度

1-1 計画策定の趣旨

本市では、「西東京市基本構想・基本計画」を平成 15 年度に策定し、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念として市政運営を行なっています。また、同年度には「西東京市環境基本計画」を策定しました。

平成 20 年度には、平成 21～25 年度を計画期間とする「西東京市後期基本計画」を、さらに、同年度には「西東京市環境基本計画（後期計画）」を策定しています。そして「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ために環境保全の取り組みを進めています。

廃棄物の処理に関しては、平成 19 年 3 月に西東京市一般廃棄物処理基本計画を策定し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。策定から 5 年が経過し、資源物及び廃棄物を取り巻く社会情勢が変化しており、柔軟な対応が求められています。

市民・事業者・行政が連携し共に行動することによって、基本構想の理念を実現するため、人と環境にやさしい循環型社会の形成を推進する必要があります。

基本構想・基本計画、環境基本計画に掲げる基本理念を実現し、今後さらに循環型社会の形成を図るために、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し共に行動する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき、「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1-2-1に示します。

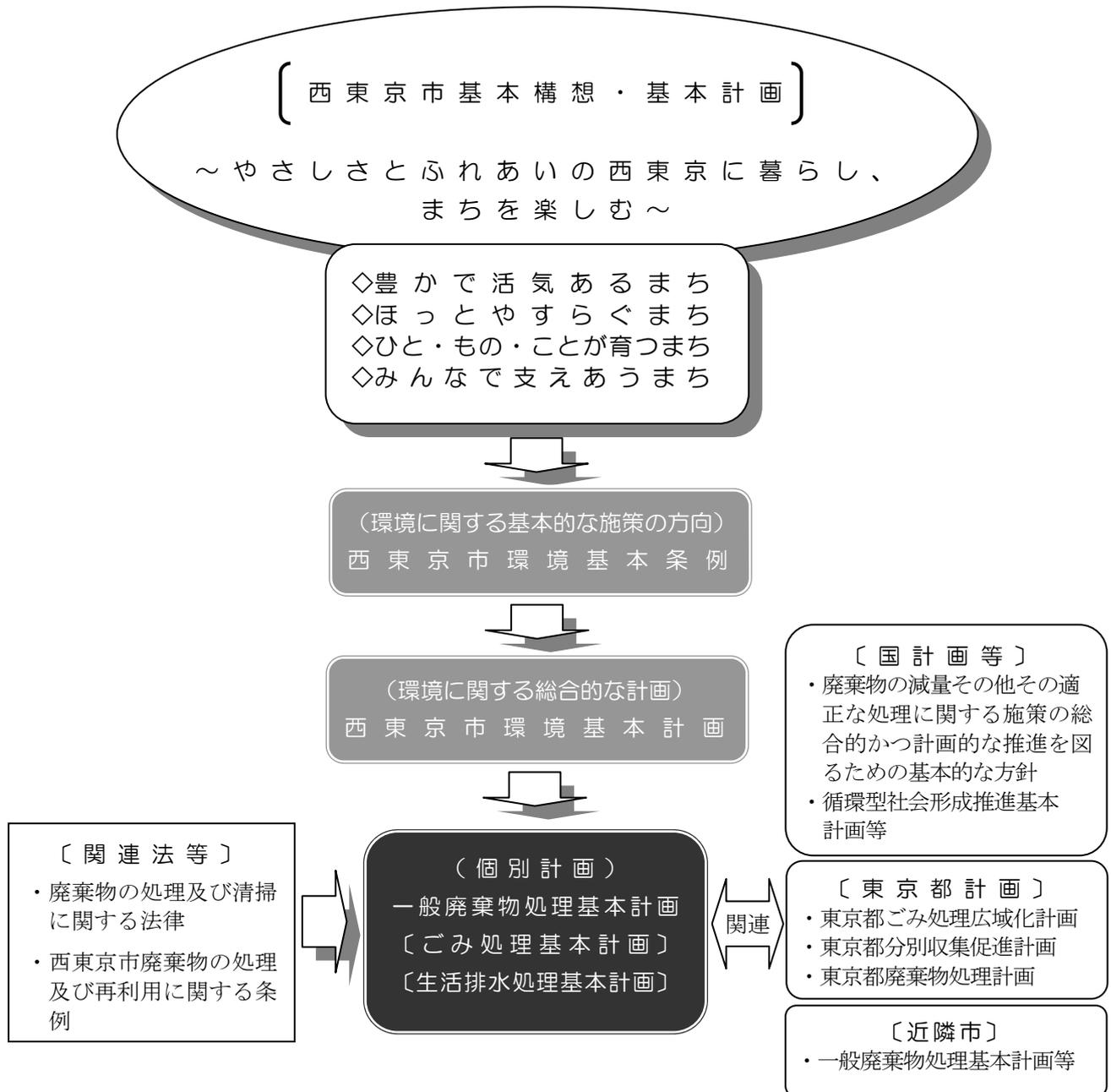


図1-2-1 計画の位置づけ

1-3 都市像・環境像

西東京市基本構想・基本計画では、西東京市に暮らして“住む地域とのつながり”をもち、“一人ひとりがいきいきと輝く”ことでまちに暮らす人の生活に欠かせない楽しみを生み出すことのできるまちを目指し、基本理念を「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」と定めています。そのまちづくりの方向のうちの1つに「環境にやさしいまちづくり」をあげており、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりを進めることとしています。

また、環境基本計画においては、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ための環境政策に取り組むこととしています。その基本方針のうちに「生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する」とあげており、市民生活や事業活動のスタイルを見直し、環境にやさしいエネルギー利用の実践、ごみ減量・リサイクルへの配慮、農産物を通じた地域内での循環の構築といった、省エネルギーやごみ問題などへの対応に関する取り組みを進めることによって、西東京市は、限りある資源を賢明に活用する循環型社会を目指すとしています。

一般廃棄物処理基本計画は、基本構想・基本計画、環境基本計画に基づく都市像、環境像を具体化するための廃棄物にかかる総合的な取り組みを定めるものです。

《本市の都市像》

「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」

- ◇ 豊かで活気あるまち
- ◇ ほっとやすらぐまち
- ◇ ひと・もの・ことが育つまち
- ◇ みんなで支えあうまち

《本市の環境像》

「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」

- ◇ 良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす
- ◇ 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる
- ◇ 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する
- ◇ みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

1-4 計画目標年度

本計画は、初年度を平成24年度とし、平成28年度を短期目標年度、平成33年度を長期目標年度と定め、平成33年度までの10年間の計画期間とします。

なお、本計画は、初年度からおおむね5年ごと、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合などは、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

